

事務連絡
令和8年6月11日

都道府県水道行政担当課長 殿
都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者 } 殿
(各地方整備局等経由) { 水道用水供給事業者 }

国土交通省大臣官房

参事官(上下水道技術)付課長補佐
水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室専門官
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

上下水道耐震化計画策定にあたっての留意事項の補足について

上下水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

上下水道耐震化計画における重要施設の考え方については、令和6年9月24日付け事務連絡「上下水道耐震化計画策定にあたっての留意事項について」において、地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等の災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設等としているところです。

重要施設には、避難対策や災害医療、災害対応において重要な拠点・機関となる施設の他、地域の実情に応じて、例えば、地域のライフラインを担う公的機関や、避難所にはなっていないが災害活動の拠点となる集会所等も含まれ得るものであるため、事務執行上の参考とされますようお願いします。

各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、下水道管理者（政令指定都市を除く。）に対して、本件を周知いただくようお願いします。

【問い合わせ先】

(水道について)

国土交通省水管理・国土保全局 水道事業課
担当 関、渡辺

Mail hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

TEL 03-5253-8111 (内線 34433、34415)

(下水道について)

国土交通省水管理・国土保全局 下水道事業課
担当 小松、田中

Mail tanaka-y2an@mlit.go.jp

TEL 03-5253-8431 (内線 34243、34234)